

平成 24 年 11 月 2 日

各 位

東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号
株 式 会 社 ア ク セ ル
代 表 取 締 役 社 長 松 浦 一 教
(コード番号 6730 東証第 1 部)
問 い 合 わ せ 先
取 締 役 管 理 グ ル ー プ 千 代 進 弘
ゼ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー
電 話 03-5298-1670

当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社がヤマハ株式会社（以下、「原告」という。）より平成22年4月14日付けで提起されていた特許権侵害差止等に関する第1訴訟において、平成24年8月31日付けで東京地方裁判所より原告の請求を棄却する判決が言い渡されておりましたが、同判決を不服として原告から当社に対して控訴の提起（控訴状送達日：平成24年11月2日）がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴を提起した者（原告）

- (1) 名 称：ヤマハ株式会社
- (2) 所 在 地：静岡県浜松市中区中沢町 10 番 1 号
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役社長 梅村 充

2. 当該控訴の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 控訴提起があった裁判所：知的財産高等裁判所
- (2) 控 訴 の 提 起 日：平成 24 年 9 月 13 日

3. 控訴の内容

- (1) 原判決の取り消し
- (2) 当社サウンド LSI 製品及びマルチ機能 LSI 製品によるヤマハ保有の特許権侵害を理由とする製造等の差止及び損害賠償金 250,000,000 円の各請求
- (3) 第 1, 2 審の訴訟費用の当社負担

4. 訴訟の提起から控訴の提起に至るまでの経緯

当該訴訟は、当社が製造・販売するサウンドLSI製品及びマルチ機能LSI製品が原告の保有する特許を侵害するとして、当該製品の製造等差止と損害賠償を求める旨の訴訟が提起され、これを争っていたものです。

当該訴訟は、第1訴訟と第2訴訟にて審理されておりますが、平成24年8月31日、東京地方裁判所より第1訴訟につきまして「特許侵害の事実がない」ことを理由として、原告の請求を棄却する内容の当社勝訴の判決を受けておりました。

本件は、原告がこの判決を不服として、知的財産高等裁判所に対し、控訴を提起したものです。

※第1訴訟の対象特許：特許第2943636号(信号処理装置)、特許第2734323号(電子楽器の音源装置)、
特許第3918826号(楽音データ再生装置)

※第2訴訟の対象特許：特許第3003559号(楽音生成方法)、特許第3097534号(楽音生成方法)

5. 今後の見通し

当社は、原告が主張する原告の特許権に関しての当社製品による侵害の事実はないものと認識しており、第 2 訴訟も併せ引き続き裁判所において当社の正当性を主張していく方針であります。今後におきましても公表すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

< 関連PRESS >

平成22年 4 月14日付け 「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」

平成22年 4 月26日付け 「当社に対する損害賠償請求等訴訟の提起に関するお知らせ」

平成22年11月10日付け 「現在係争中の訴訟に係る請求の趣旨の変更に関するお知らせ」

平成24年 8 月31日付け 「訴訟の判決に関するお知らせ」

以 上